

災害時における水道施設等の応急措置に関する協定

横浜市水道局（以下「甲」という。）と社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設等の応急措置に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内及び市外に地震、風水害その他の災害時又は災害のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、水道施設等の応急措置（以下「応急活動」という。）の協力に関し、甲が、乙に要請する場合の手続等について定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生じる被害をいう。
- (2) 応急措置 被災地で行う復旧活動、応急給水活動、その他の必要な措置をいう。
- (3) 横浜建設業水道復旧作業隊 被災地で直ちに水道施設等の復旧作業を行うことができる乙の協会員で、かつ、本市入札参加有資格者として上水道又は管の工種登録をしている者で組織されたものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対して応急活動の協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請を受けた乙は、必要な要員、資機材等を調達し、応急活動を実施するものとする。

（要請手続）

第4条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、期間、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に対して口頭又は文書により連絡することをもって行うものとする。

2 乙は、前項の連絡を受け付けたときは、横浜建設業水道復旧作業隊（以下「作業隊」という。）の中から、甲の要請条件に適合する協会員を派遣するものとする。

（応急措置の実施）

第5条 応急措置は、甲の指揮者の指揮監督に従って乙が実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、応急措置を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

- (1) 応急措置の内容
- (2) 協会員名（会社名）及び責任者
- (3) 応急措置に従事した要員、資機材等
- (4) 応急措置の従事期間
- (5) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 乙が、この協定に基づく協力のために要した経費については、甲が負担するものとする。

(人員、機材等の報告)

第8条 乙は、この協定による応急措置に出動させることができる作業隊の名簿を作成し、毎年6月末日までに甲に提出するものとする。

(補償等)

第9条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）の規定を準用し、甲が負担するものとする。

2 応急措置に伴い第三者に損害を与えた場合における損害賠償については、甲乙が協議して定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関する細目は、甲乙協議の上定めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月28日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市水道事業管理者
水道局長

土井一成

乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 横浜建設業協会
会長

工藤次郎